

# 盛土等が行われる土地の所有者の方へ

盛土条例では、不適正な盛土等を行った者が、知事からの是正命令に従わない場合は、土地の所有者も責任を問われる場合があります。

## 土地の所有者が責任を問われるまでの流れ

事業者が不適正な盛土等を行った！

是正命令（知事⇒事業者）

是正勧告（知事⇒土地所有者）

是正命令（知事⇒土地所有者）



事業者が知事の命令に従わない場合

土地所有者が知事の勧告に従わない場合

### ▼ 土地の所有者が責任を問われないようにするには・・・

・盛土等が行われている間、盛土等の状況を現地での目視や事業者が撮影した写真等により毎月確認してください。

※確認の結果、同意した盛土等が事業者の説明と違う、雑な工事がされているなど、不適正な状態であることを確認した場合は、県へ連絡してください。



静岡県暮らし・環境部環境局盛土対策課  
TEL:054-221-2137(盛土対策班)  
mail:morido110@pref.shizuoka.lg.jp

静岡県盛土対策課

検索



土地の所有者の義務に関する  
↓詳細はこちらから↓

